

低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン - 焼却処理編 - (平成 29 年 1 月) 改訂のポイント

1. 検定分析の実施項目

検定分析を行う部材として、これまでは油含浸性部材（木くず・紙くず等）の PCB 含有量についても焼却実証試験時及び処理開始当初に測定することを求めていたが、これらは処理後に焼却処理することとしているため測定は不要とした。また、鉄心の検定方法については部材採取試験法だけでなく、拭き取り試験により行うことも可能であるのでこれを追加した。

加熱残渣が PCB 処理基準を満たしているかどうかを判定するための検定分析は、全ての部材の加熱残渣について行う必要があるが、実績を重ねる中で常時判定基準以下になるものがあることを考慮し、明らかに PCB の残留の懸念がないといえる部材については、検定分析を省略できることとした。

2. 排ガス・排水及び環境大気の測定

周辺環境への影響を確認するための大気中の PCB 濃度等の測定については、できるだけ施設の 4 方向の敷地境界で実施することとしていたが、処理施設設置場所の近隣に住居や配慮を要する施設等がある場合に、それらが設置されている方向の敷地境界において実施することが適当であるとした。

3. 低濃度 PCB 廃棄物の漏えい・飛散・流出・悪臭発散防止対策

地下浸透による土壌及び地下水の汚染防止のために、設備が設置される床又は地盤面には、エポキシ樹脂などの不浸透材料で被覆することを求めていたが、コンクリートやタイル等の浸透防止材料により築造された床面でもよいこととした。

また、低濃度 PCB 廃棄物の飛散・流出等のリスクがある作業時の留意事項を具体的に記載するとともに、施設からの排水がない場合であっても雨水の流入防止対策が必要であり、雨水枙等で貯留した雨水を放流するときは、油膜がないことを確認する必要があることを追記した。

4. 維持管理の記録の閲覧（環境報告書の作成等）

焼却施設の維持管理状況については、「環境報告書を作成し、関係者に配布する等して、情報提供することが望ましい。」としていたが、インターネットのホームページによる公開が一般的になってきている実態に鑑み、「第 3 章 円滑な処理のために必要な事項」の第 3.4 項（その他）において、「情報公開の方法としては、例えばインターネットのホームページや環境報告書等が考えられる。」と記載することとした。

5. その他の主な変更点

(1) PCB の発がん性に関する情報

2014 年に国際がん研究機関 (IARC) による発がん性リスクがグループ 1 (ヒトに対して発がん性がある) に変更されたため、その情報を表 1.2 PCB の性状等に追記した。

(2) PCB に関する各種環境法令の基準等

PCB に係る各種環境法令の基準等をまとめて表 1.3 に記載した。

(3) 低濃度 PCB 廃棄物の燃焼ガス温度条件の変更

平成 27 年 11 月 24 日付けで廃棄物処理法施行規則が改正され、低濃度 PCB 廃棄物の焼却に係る燃焼ガス温度が「1,100 以上」から「850 以上」に変更されたため、該当箇所を修正した。

(4) 無害化処理認定制度適用時の受け入れる産業廃棄物の取扱い

無害化処理認定制度においては、受け入れた産業廃棄物の全部を無害化処理施設に投入する必要があるため、入念的に記載した。

(5) 石綿が使用されたシール材の取扱い

トランス等のブッシングのシール材には石綿が使用されたものがあるため、これらを焼却又は加熱処理した後の残渣の取扱いに係る留意事項を記載するとともに、シール材が付着したままのブッシング等は適正に処分することを求めた。